平成２３年（フ）第２２７８号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目19番36号　サンハイム中原201
債務者　成田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２５号
静岡市駿河区登呂１丁目15番５―206号
債務者　小林　　勝
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３８号
静岡市駿河区小鹿906番地の２
債務者　上村たまゑ
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３９号
静岡市駿河区小鹿906番地の２
債務者　上村　倫加
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０号
北海道旭川市春光４条６丁目４番15号　寿マンション210
債務者　水次　晶子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９８号
北海道旭川市２条通１丁目997番地の４　栄光コーポ
債務者　吉村奈美栄（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０１号
北海道旭川市神楽４条４丁目２番18号
債務者　山岡真由美（旧姓瓜生）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０２号
北海道旭川市大雪通９丁目512番地の48　ハンドレッドヴィレッジD106
債務者　今井那奈子（旧姓安念）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０７号
北海道旭川市東３条５丁目２番１号　プチフルール101
債務者　井口　幸恵（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１０号
北海道旭川市春光台３条１丁目１番19号
債務者　伊藤　拓也
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１７号
北海道旭川市新富３条１丁目４番12号
債務者　南條　照美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５０号
東京都多摩市落合３丁目８番地の７多摩パークハイツ202
債務者　吉本亜希子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９５１号
東京都多摩市落合３丁目８番地の７多摩パークハイツ202
債務者　吉本　朋子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０５７号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ22―211号
債務者　半田　和彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１１０号
横浜市港北区高田西５丁目１番19号
債務者　服部しのぶ
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部